

高齢者医療制度に関する
Q&A
(平成21年3月分)

※今後、逐次、加除修正を行う予定

【保険料・特別徴収関連】

(問1) A広域連合の区域内に居住していた75歳の甲(夫・世帯主)と74歳の乙(妻)がB広域連合の区域内にある住所地特例施設へ入所(同居)した場合について、甲はA広域連合の被保険者であり、乙は75歳到達により平成21年度よりB広域連合の被保険者となる。この世帯の以下の場合について、平成21年度のそれぞれの軽減割合の適用如何。

※ 施設入所後も、甲・乙は住基上の同一世帯とする。

① 甲：年金収入 210万円

乙：年金収入 40万円

② 甲：年金収入 100万円

乙：年金収入 40万円

(答)

長寿医療制度における均等割軽減に係る判定は、住基上の世帯を基本として、同一世帯の世帯主及び被保険者の所得により行うこととしているが、この場合の「被保険者」とは、同一の広域連合の被保険者を言うものである。

従って、均等割9割軽減の適用判定は、7割軽減の適用を受ける世帯のうち、世帯内の同一の広域連合の被保険者のみの所得から行うこととなる。

なお、住所地特例の適用によって夫婦がそれぞれ別の広域連合の被保険者となることのみをもって、住基上の世帯構成が変化するものではない。

以上から、甲・乙それぞれの軽減割合は以下のとおり。

① 甲：甲のみの所得から判定・・・非該当

乙：甲及び乙の所得から判定・・・2割

② 甲：甲のみの所得から判定・・・7割

乙：甲及び乙の所得から7割軽減判定、乙のみの所得から9割軽減判定・・・9割

(問2) 均等割9割軽減の適用判定に用いる「各種所得の金額がない」とは、それぞれの金額が0円ということなのか。それとも、損益通算後の所得が0円であればよいのか。

(答)

高額療養費の低所得者Iに係る所得判定と同様に、損益通算後の所得から判定を行うこととなる。

なお、損益通算後の所得とする根拠として、高齢者医療確保法施行令第15条第1項第4号において規定する地方税法上の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する「各種所得の金額」については、同法第22条において、同法第69条の損益通算の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とすることとされている。

(問3) 賦課保留期間について、平成20年5月28日付けの事務連絡によると、2ヶ月以上の期間を設けることを検討することとあるが、平成21年度以降については、被用者保険の被扶養者であった者に対する賦課凍結期間はないことから、広域連合の判断により賦課保留期間の見直しを行ってもよいか。また、賦課保留期間を設けないこととすることも可能か。

(答)

平成20年5月28日付の事務連絡においては、被用者保険の被扶養者であった被保険者（以下「元被扶養者」という。）に対し、支払基金からの被扶養者情報の提供前に異動賦課を行わないよう、2ヶ月以上の賦課の保留期間を設けるようお願いしたものである。

平成21年度以降においても、高齢者医療確保法施行令第18条第5項に基づく元被扶養者に対する軽減措置は行うこととなるため、新たに被保険者資格を取得した被保険者については、引き続き2ヶ月以上の賦課保留期間を設けられたい。

(問4) 被保険者及び連帯納付義務者に対し滞納処分を行う場合には、被保険者に対して行った納入の通知及び督促を当該連帯納付義務者に対しても行う必要があるのか。

(答)

滞納処分の性質に鑑み、連帯納付義務者全員に対して納入の通知及び督促を行うことが望ましい。

(問5) 保険料を普通徴収（7月から9月まで）と特別徴収（10月から2月まで）により徴収する被保険者について、11月に賦課額が減額となった場合、次のどの対応をとるべきか。

- ①特別徴収を中止し、減額後の賦課額について、普通徴収により徴収する。
- ②特別徴収を中止せず、徴収済みの普通徴収分の調整を行った上で還付する。
- ③どちらの方法でも問題ない

(答)

準用介護保険法第138条第1項及び高齢者医療確保法施行規則第106条第2号の規定から、市町村による特別徴収の開始依頼が行われた後に賦課額の減額があった場合においては、特別徴収を中止することとなることから、①による対応となる。

なお、特別徴収の中止事由が1月に発生した等、2月分の特別徴収の中止処理を行うことが不可能な場合においては、例外的に②の方法による対応となる。

【資格・給付関係】

（問１）退役軍人とその家族についても、在留期間や年齢要件を満たせば、メディケア、民間医療保険等に参加している場合であっても、長寿医療制度の被保険者となるのか。

（答）

退役軍人及びその家族についても、高齢者医療確保法第５０条各号のいずれかに該当し、かつ、高齢者医療確保法第５１条各号のいずれにも該当しない場合であれば、長寿医療の被保険者となる。

なお、これらの方が、自国の医療保険等により適切な医療サービスを受けられると認められる場合には、保険料等の二重負担を回避する観点から、高齢者医療確保法第５１条第２号の規定及び高齢者医療確保法施行規則第９条第４号の規定に基づき、広域連合の条例で定めることにより、長寿医療制度の適用除外とすることもできる場所であり、個々のケースに応じ、適切に判断されたい。

（問２）障害認定により長寿医療制度の被保険者であった方が、生活保護を受けることになり、適用除外として資格を喪失した。この際、障害認定の撤回の届出はしておらず、その後、生活保護を打ち切られた。この方が再度、長寿医療制度の被保険者となる場合又は他の医療保険に参加する場合の取扱い如何。

（答）

当該被保険者であった方については、生活保護を受けることにより、長寿医療制度の被保険者資格を喪失していることから、この方が、再度、長寿医療制度の被保険者となる場合には、障害認定の申請を行う必要がある。

ただし、同一の広域連合の被保険者となる場合には、広域連合においてその方の障害の状態を把握していることから、その方が以前に受けた障害認定が有期認定であってすでに期限が到来していたり、障害状態不該当であると認められない限り、広域連合は高齢者医療確保法施行規則第７８条の規定により、障害認定の申請に係る書類等の添付を省略させることができる。

なお、その方が他の医療保険制度に参加する場合には、障害認定の撤回の申出を行う必要はない。

(問3) 在留資格が特別永住となっていた外国人について、平成20年4月1日の制度施行に伴い、資格取得の手続を行ったが、実際には特別永住の資格は失効していたことが、平成21年1月に判明した。また、20年4月時点においては、当該外国人は日本に居住していない事実も確認された。

このことから、当該外国人については、長寿医療制度施行時に被保険者資格を取得していないものとして、遡及して資格を喪失することとしてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

当該外国人については、在留資格及び居住の実態から、高齢者医療確保法施行規則第9条第1号に該当するものと考えられる。

したがって、当該外国人については、長寿医療制度の施行時に遡及して長寿医療制度の被保険者としなないこととして差し支えない。

(問4) 現在失踪中の被保険者に対する取扱いについて、下記3点について伺う。

① 国民健康保険制度においては、居所不明の方の取扱いについて、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」(保険発第40号平成4年3月31日)において示されているが、長寿医療制度においても、同様の取扱いと考えてよろしいか。

② 資格喪失日はどのように取り扱うこととなるのか。

③ 住民基本台帳担当部署に、住民基本台帳の後期高齢者医療欄に職権抹消させた旨を付記するよう依頼するとともに、調査の内容を連絡するが、住民票の職権消除依頼は必ずしも伴う必要はないか。

(答)

①及び② 国民健康保険の例に準じて取り扱うこととされたい。

③ 国民健康保険の例に準じ、住民票の職権消除の依頼をすることとされたい。なお、被保険者の資格喪失処理については、原則として、住民票が消除されたことを確認した上で行われたい。

(問5) 75歳に年齢到達する方が、刑事施設に拘禁されている場合、

① 長寿医療制度の被保険者となるのか。

② 保険料の減免等の対象となるか。また、減免等の申請の取扱い如何。

③ 住所地は、刑事施設に入所するまで単独世帯であったのであれば、刑事施設の所在地となるのか。

(答)

① 被保険者となる。

② 条例に定めにより減免することができる。なお、申請の要否についても、条例の定めによることとなる。

③ お見込みのとおり。

(問6) 高齢者医療制度に関するQ&A(平成21年1月分)問12に関して、すでに限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得者Ⅱ)を交付されている被保険者について、世帯構成の変更により、一般の区分が適用されることとなったため、当該認定証を回収した。その後、定期判定(8月)により、再び低所得者Ⅱの区分に該当すると判定された場合、再度の申請を求める必要があるか。

(答)

申請を省略して差し支えない。

(問7) 高齢者医療制度に関するQ&A(平成21年1月分)問14に関して、すでに基準収入額適用申請があった被保険者について、

- ① 世帯構成の変更を伴う広域内転居があった場合
- ② 広域連合外に転出し、再度広域連合内に転入して被保険者となった場合
- ③ 障害認定を撤回した方が、再度、障害認定の申請又は75歳に年齢到達して資格取得した場合

についても、再度の申請を求める必要があるか。

(答)

基準収入額適用の判定の対象となるすべての方について、すでに行われた基準収入額適用申請により収入額を確認できる場合には、申請を省略して差し支えない。

(問8) 高齢者医療制度に関するQ&A(平成21年1月分)問2に関して、国民健康保険の擬制世帯主である後期高齢者については、基準日において当該世帯の国保被保険者がいない場合は、当該国保被保険者分を後期高齢者の負担分と合算するとあるが、国保被保険者が70歳未満であっても合算してよいか。

また、合算とした場合、算定基準額は後期高齢者のもの(一般区分で56万円)を適用するのか。

(答)

いずれもお見込みのとおり。

(問9) 高齢者医療確保法施行規則第77条に規定する各種申請書の押印について、署名のみで印を省略することが可能であるか。

(答)

省略することとして差し支えない。